

中央建設業審議会総会

平成23年11月11日（金）

【事務局（長橋室長）】 それでは、皆様おそろいになりましたので、若干定刻前ではございますけれども、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日、事務局を担当いたします、建設業課の長橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、奥田国土交通副大臣からごあいさつをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【奥田国土交通副大臣】 おはようございます。中央建設業審議会の皆様には、本日も、急なお呼びかけということでもありますけれども、朝からお集まりをいただきまして、そしてまた、日ごろから国土交通行政に対してご指導いただいておりますこと、心から感謝を申し上げます。

今後の建設業のあり方について、本年6月に提言されました、「建設産業の再生と発展のための方策2011」、ここで提言されました課題の解決に向けて、現在、基本問題小委員会を開かせていただいているところでもあります。その中でも、地域維持型契約方式、このことが大変、関係者あるいは地域の関心が高い課題でもあり、国土交通省としても緊急に、ぜひ地方に結果をお届けしてあげたいという思いで、今日の審議会を開催させていただいたわけでもあります。この改正案に対するご意見をいただきますとともに、これまでの小委員会での検討内容といったものに、また皆様からのご意見をいただきたいと思えます。

先般の東日本大震災、あるいは台風12号、15号といった災害の多い年でもありますけれども、その中でも、地域の建設業が真っ先に駆けつけていただいて、災害に対応していただいている。そしてまた、その大切さといったことを地域の方々、国民の方々にも再認識いただいていることと思えます。地方を支える建設業をしっかりと国土交通行政のほうからも支えていく、そのためのお力添え、また対応策についても、皆様からのご意見をいただきたいと思えます。

今日は、大切な審議会ですけれども、公務のほう为重なっております、ごあいさつだ

けさせていただきますして退席いたしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。今日はほんとうにありがとうございます。

【事務局（長橋室長）】 奥田副大臣は、公務により、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【奥田国土交通副大臣】 どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

（奥田国土交通副大臣 退席）

【事務局（長橋室長）】 まず、当審議会の定足数でございますけれども、建設業法施行令の規定によりまして、委員総数の2分の1以上の出席ということをご求められてございますが、本日は12名の委員の先生のご出席をいただいております。この審議会につきましては有効に成立しているということをご報告申し上げたいと思います。

（ なお、審議会議事細則の規定によりまして、本審議会は公開とさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

本日、お手元に配付いたしております資料の一覧は、一番頭紙の議事次第のところに、資料1、2、3、資料4-1から3まで、参考資料ということで、一覧にしておりますので、もし不足がございましたら、私ども事務局のほうに言っていただきましたら、お届けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、本審議会としての委員のご就任後、本日初めてご出席いただいております委員の皆様を、50音順でご紹介させていただきます。

まず、弁護士の佐藤りえ子委員でございます。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（長橋室長）】 東海旅客鉄道株式会社代表取締役副社長の野田豊範委員です。

【野田委員】 野田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（長橋室長）】 一般社団法人日本電設工業協会会長の林喬委員です。

【林委員】 林でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（長橋室長）】 また、本日、淺沼委員は欠席でございますけれども、全国建設業協会副会長で本審議会の専門委員であります、伊藤孝専門委員にご出席いただいております。

【伊藤専門委員】 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（長橋室長）】 以上でございます。

なお、冒頭、カメラ撮りは議事に入るまでということでございますので、報道関係者の

皆様、これ以降のカメラ撮りをご遠慮願いたいと思います。

これより議事に入らせていただきますが、議事の進行は石原会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【石原会長】 石原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元でございます議事次第に基づきまして、審議に入らせていただきたいと存じます。本日は、今、副大臣からもお話がございましたが、「地域維持型契約方式について（共同企業体運用準則の改正）」につきまして、この審議会で議決することを予定しております。

まず、議事の基本問題小委員会の設置につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【谷脇建設業課長】 建設業課長の谷脇でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料2で説明をさせていただきます。中央建設業審議会と社会資本整備審議会の建設部会、合同の基本問題小委員会の設置についてということで、9月30日付の紙でございます。

この中央建設業審議会の総会で、7月27日、前回の総会のときに、先ほど副大臣のほうからもあいさつがございました、「2011」の具体化を中心として、さらに検討を進めていくということで、ワーキンググループを設置するというのを前回の総会のときにご了承いただいていたわけでございますけれども、その後、社会資本整備審議会との調整も済ませまして、9月30日付で、名称といたしましては「基本問題小委員会」ということで、ワーキンググループとしての設置を決めていただいたということでございます。

設置の趣旨は、1番の真ん中ほどに書いてございますように、この方策に示された課題と対策を中心に、実務の状況も踏まえながら、実務に精通した関係者を交えて、さらに掘り下げて議論する必要があるとともに、法令改正のあり方などについても、より専門的かつ幅広く検討する必要があるということでの設置ということでございます。

大きな2番に、主な審議事項ということで、本日、議決をお願いしております、地域維持型契約方式の導入、その他、保険の話、技術者データベースの話といったことをご審議いただく予定でございます。

3番の審議のスケジュールということで、当面、毎月1回程度開催し、年内を目途に中間的な取りまとめをいただきたいということで、検討していただいております。

次の2ページに、これは絵でございますけれども、中建審と社整審の合同の基本問題小

委員会ということでございます。

3ページ目に、委員の名簿を載せさせていただいております。12名の先生方をお願いしております。委員長は弁護士の大森先生をお願いしております。この2月まで本審議会の会長代理をお願いしておりました先生でございます。この総会からは小澤委員、才賀委員、古市委員にも、小委員会の議論に加わっていただいている状況でございます。

その下のほうに、今までの検討状況ということで書いてございますが、9月30日に第1回目をいたしまして、10月24日に第2回目ということで、特に本日紹介させていただきます、地域維持型契約方式についての考えをまとめていただいたという状況でございます。

資料2につきましては以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次に入りたいと存じます。議事の「地域維持型契約方式について（共同企業体運用準則の改正）」の件につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【谷脇建設業課長】 それでは、資料3をお願いしたいと思います。「地域維持型契約方式について」ということでございます。

1ページ目は、前回にも紹介させていただきましたけれども、地域維持事業の現状と課題ということで、特に書いてございますのは、地域維持事業の担い手となります企業が小規模化しているというのが左の絵でございます。特に地方でそういう傾向が強い。右のほうは、採算の低さということで、除雪の関係の採算でございますけれども、なかなか採算がとれていないという状況がある。さらにその下で、地域維持事業について、都道府県が非常に将来的な懸念を持っている。除雪につきましてはもう既に、「現時点で支障あり」というのが30%を超えるぐらいのところまで来てございますが、そのほか、災害対応、インフラの維持管理につきましても、将来的に心配だということがあったわけでございます。

そのようなことを受けまして、次の2ページでございますけれども、対応の方向性ということで、入札契約適正化指針を8月9日に閣議決定いたしました。この文案につきましては、前回の7月27日の総会でご審議いただきました内容を、8月9日付で閣議決定をしたという内容でございます。

どういう内容であったかというのがそこに書いてございますが、地域維持業務に係る経

費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に計上するという経費の話に加えまして、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合には、人員や機械などの効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏まえつつ、次のような契約方式を活用するという事です。

1) といたしまして、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。

2) といたしまして、ここがポイントのところでございますが、実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を整えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域維持事業の実施を目的に当該建設業者で構成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）などとするということで、下の絵でございます右側のほうで、新しいタイプの建設共同企業体、こういうものをつくっていただきたいということでございます。

3 ページ目から、包括発注、どのような事業をまとめるのかという、あくまでイメージでございまして、今、若干、似たようなことが行われている例もございますので、そういうのをもとにしてまとめたものでございます。

3 ページは、河川の維持、除草とか応急復旧でございますが、このようなものと河川の巡視を一緒にいたしまして、今まで単体の企業ごとに単年度で契約していたものを、複数年でJVにお願いするようなイメージです。

次の4 ページは、道路管理、道路と河川を一緒にということで、これも今まで1年契約で、例えば二、三社程度のJVで行ってございました道路の修繕とかパトロールといったものと河川の堆積土砂の撤去とかパトロール、こういったものを一緒にいたしまして、複数年で5社程度のJVでの仕事にしていただく。

あるいは5 ページは、これも道路と河川でございますけれども、都道府県の例で、細かく分割いたしまして、道路では24件、河川では4件ということで、1件当たりの契約金額も少ないわけでございますけれども、単年度で単体企業としてございましたものを、例えば単年度ですけれども、かなり多目の10社程度のJVで包括的に仕事をしていただくようなイメージです。

6 ページは、市町村の除雪のイメージでございますけれども、市内を6カ所ほど、15件ほどに分けて除雪を発注して、単体で契約をしていたんですけれども、市内でも地域によっては単体で除雪をすることが難しくなっている状況が出てきているということで、市

域の半分ぐらいを包括的に発注して、受けるほうもJVの形で除雪の仕事をしていただくような、例えばということでイメージでございます。

次の7ページに、共同企業体の運用についてということで、共同企業体の運用につきましては、先ほどの入札契約適正化指針を閣議決定しております。ここで実は触れられておりまして、それが上の四角の文章でございます。各省各庁の長などにおいてはということで、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用するということが決められております。各発注者が自分でそれぞれに共同企業体の運用基準を策定して公表する。それに従って運用するというところでございます。

さらに、その下のポツのところ、共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則、これは「中建審発第12号」と書いてございますが、これに従い、大規模かつ技術的難度の高い工事に係る特定企業体、特定JVとっているものでございます。2つ目が、中小・中堅企業の継続的協業関係を確保する経常企業体、経常JVとっているもの、それと、今回の地域維持型の共同企業体について適切に定めるということで、既に各省各庁の発注者が従いますべき準則を中建審で決めていただいて、それぞれの発注者がそれに従って、各発注行為をやっていただく仕組みになっているということでございます。

その下に絵がございますように、左の上のほうで、中建審で運用準則、これはJVの目的とか工事の種類、構成員の数等、基本的なことをお決めいただきまして、右のほうにございますように、準拠して各発注機関がこの基準を策定する。その下のほうに運用の話が出てございますが、別途、運用の通知、準則の解釈等々につきまして国交省から通知を出す予定でございまして、それを参考にして共同企業体の制度を運用していただく。全体としてこのような仕組みになっているということでございます。

次に8ページ、これは、後で説明させていただくものを、1つだけ先に説明させていただく部分でございますが、今回の地域維持型JVの一つの大切なポイントが、配置技術者につきましても要件の緩和というものがございます。それを絵にしたもので、上に甲型、下に乙型と書いております。甲型は、共同で組みますときに出资比例を決めておく。仕事は、その時々状況に応じて仕事をする。乙型は、工事ごとの施工の分担をあらかじめ決めておくというタイプでございます。

特に今回、緩和を予定しておりますのは甲型のほうでございまして、従前、工事A、B、C、Dとあるわけでございますが、こういう工事を一緒にやるということで、代表者Aにつきましても、専任で監理技術者を配置していただくということが必要でございます。さ

らに、それぞれの工事B、C、Dをやるところでございますが、今までのJVの考え方は、ここの構成員B、C、D、それぞれ主任技術者が必要になるわけでございますが、これを専任でお願いするというようにしてございましたけれども、今回、事業の特性等を踏まえまして、非専任の形で、個別の部分につきましては、いいという形にさせていただけないだろうかということでございます。

具体的な中身でございますが、9ページをお開きいただきたいと思っております。この表は、左側に現在の特定JV、その右側に現在の経常JV、さらに右側に、今回の地域維持型JVと並べてございます。決めていただく項目は、左のほうに、目的、工事の種類ということでございます。

まず、特定JVの目的でございますけれども、これは工事の特性に応じて工事ごとにと。経常JVは、中小・中堅建設業の施工力のアップということで、経常的につくるということです。地域維持型JVにつきましては、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成される共同企業体という考え方にしております。

②の対象事業でございますが、特定JVにつきましては、そういうことですので、トンネルとかダムという大規模なものが典型工事ということでございます。経常JVにつきましては、一体で経営するわけですので、単体企業に準じて取り扱うということでございますが、今回の地域維持型につきましては、地域維持型建設共同企業体の対象工事の種類・規模は、社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事とし、維持管理に該当しない新設・改築などの工事を含まないものとするということで、地域に密着した事業であるということをごできるだけわかりやすく表現させていただいているつもりでございます。右側に、例えばということで、道路の新設等々、このような大きな工事は除かれるんだということを明記しております。

3つ目の構成員。今までは2ないし3社でございましたが、今回は、地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数とするということで、これは小委員会でもいろいろと議論になりましたけれども、いろいろな場合があるのではないかとということで、準則上はこういう表現にさせていただければと思うわけでございますが、右側に書いてございますように、当面は構成員数の上限を原則10社程度として運用をしてはどうかと思っております。あまり多くなりますと、うまく仕事ができるのかどうかと心配に

なるということでございます。

④構成員の組み合わせでございますけれども、従前は、特定JVですと、発注者のランクの中で一番上、最上位等級の人が必要だとかそういうことがあったわけでございますが、地域維持型につきましては、土木工事業——工事の実情に応じ、建築の場合もございまして、建築工事業も可とするとしておりますが——の許可を有する者を少なくとも1社含むということで、要は、工事全体を見られます土木一式、建築一式というものの許可を持っている会社が1社ということで、その他については、特に構成員の組み合わせについて要件を課さないという考え方をしております。

次のページで、⑤構成員の資格でございますが、これは従前から、構成員の資格については3つございました。1つが営業年数でございます。これは今までのものと同じでございます。もう一つは、実績ということで、例えば經常JVですと、登録部門について元請として一定の実績を有するというところでございます。この2つにつきましては、今回の地域維持型JVでも經常JVと同じような考え方をしております。

3つ目の技術者の配置の部分、ちょっと長い文章になってございますが、ここが最初に説明させていただいた部分でございます。原則といたしまして、監理技術者、主任技術者となる人が、工事の施工で専任で配置することを原則としておりますけれども、ただしということで、土木工事業の許可を有する上位等級の構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとするということで、これが先ほどの絵にあった部分の表現でございます。

その下、1つ要件を追加しております。4つ目の要件でございます。その下に書いてございますが、地域の地形・地質などに精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できることということで、これも事業の特性を踏まえまして、地域のことがよくわかっているという要件をつけさせていただいております。

結成方法は、自主結成です。

登録につきましては、地域維持型JVは、地域の企業が各登録機関ごとに結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとするということで、原則一でございますけれども、除雪の仕事と、例えば道路、河川の管理、巡視というのを別に出すようなことがあれば、それはそれぞれに所属するというのもいいのではないかとこの考え方でございます。

それと、1つ大事なところは、その右に書いてございますが、地域維持型JVについて

は、単体と地域維持型JVとの同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録は可能ということでございまして、現在、経常JVにつきましては、経常JVの形でA社、B社が登録いたしますと、経常JVではない単体で、A社、B社は発注機関に登録できないということで、経常JVでやる場合は、経常JVでの仕事に特化していただくという考え方になっているわけですが、今回は、工事の対象とする仕事が非常に地域に密着した、どちらかという小さい仕事でございますので、そういうものは経常JVの形で行う。仮に大きな仕事があるような場合は、通常の形で各社で参加していただいて、競争していただく、そういうことかと思っております。

次に、出資比率制限でございますが、これにつきましては従前の考え方と同じでございまして、例えば真ん中のあたり、2社の場合30%以上、3社の場合20%以上と書いてございますが、これは、2社でJVを組みます場合は、半々だと50%でございますけれども、その0.6掛けを1社当たりの出資の最低ラインの目安というか、原則的な考え方でございますけれども、そういうふうになっているということで、それを踏襲してございます。

⑨代表者につきましては、代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、土木工事業——これは建築の場合は建築でございますけれども——の許可を有し、かつ施工能力の大きい者から、構成員で決定された者とするといったような考え方をまとめていただいていたところでございます。

11ページは、ちょっと先走る感もございますが、本日、改正を決定していただきますればということで、段取りといたしましては、この後、先ほど申しましたように、各発注機関に勧告をする必要がございますので、会長名で、改正された見直しを各発注機関に勧告いたしました後、運用通知を国土交通省から速やかに発出したい。その後、各発注機関で運用基準を作成し、実際に運用していただくという段取りを考えております。

その下に、別添1というものがついてございます。これは現行の準則と改定案の準則を左右にしたものでございますが、第一の総括的考え方のところを若干直してございます。今までの現状と経緯のところをちょっと簡単にいたしまして、その上で、3段落目の「一方」というところで、平成23年に一部変更された適正化指針ではということで、今まで何度か説明をさせていただいております、地域の実情といったものを記載いたしまして、共同企業体の活用を含んだ担い手確保に資する工夫を行う必要があることが指摘されている。「このため」ということで、今回の地域維持型共同企業体を運用するんだということ

次のページにかけて記載させていただいております。

さらに、次の3ページのところでございますが、4番で共同企業体の方式、今まで①、②しかなかったわけでございますが、③として地域維持型の企業体を追加するという、さらに4ページぐらいからは、細かいところでございますけれども、省の名前が「建設省」のままになっていたとか、そのようなところもあわせて修正させていただこうと思っております。

5ページで、大きな3番、個別準則ということで、(1)が特定JVでございまして、次の6ページから、(2)が経常JV、これに、7ページの(3)地域維持型建設共同企業体ということで、これは、先ほど大きなA3のほうで説明させていただいた内容でございますけれども、これを書いてあるということでございます。

9ページから、注解というのがございますけれども、細かい字で、先ほどの表で書いておりましたようなことは、先ほどの出資比率のような話でございますが、注という形で準則の中に位置づけられているということでございます。これが全体像でございます。

別添2は、そのものでございます。新旧の形になってはいますが、改定案そのものということで、62年に策定いたしまして、平成10年に一度改正してございますが、久しぶりの改正ということでございます。

私のほうからは以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

それでは、地域維持型契約方式につきまして、新しい改定点をいろいろご説明いただいたわけでございますが、皆様からご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。挙手を願ひまして、あれしたいと思ひますが、どうぞ。

【野田委員】 包括発注というのは、私も、地域のインフラの維持管理に責任感を持ってもらうということで、いいことだと思いますね。

あと、地域JV、これが適切かどうかというのは、そこに働く技術者というか、その教育がきちっと徹底されることが前提だろうなと思ひます。

それからもう一つ、ご説明があったかと思ひますけれども、一定規模以上の建設会社の力のかえってすぐことがないように、JVというのを運用していかないとけないなど。そういった配慮がなされているというふうに感じましたけれども、そんな感じを持ちました。以上です。

【石原会長】 ありがとうございます。

ただいまのご質問に対して、何かございますか。

【谷脇建設業課長】 それぞれの地域での技術者の育成と申しますか、これは各社で取り組んでいただく部分もございますけれども、全体といたしまして、別途、技術者のそれぞれの全体としての技術力の向上といったような部分につきましては、また後ほど説明させていただきますけれども、技術者データベースをつくるとか、そういったものも含めまして、それぞれの現場での技術力の向上を図られるように、そのようなことも考えながら取り組んでいきたいと思っております。

それともう一つ、従前の経常JV自体が、どちらかというところと中小の企業の技術力を、お互いに一緒にやることによって高めていくという目的のJVでございます。今回の地域維持型も、経営的な統合と申しますか、完全に一緒にやるわけではございませんけれども、この事業については長期間にわたって一緒に行うということで、そういう意味で、切磋琢磨していただいて、技術力のアップにもつながるものではないかなと期待しているところでございます。

それと、1社の企業力、これはまさにそれぞれの企業で、もともと対象を、説明させていただきましたように、どちらかというところと小さい事業にしておりますが、そもそもこれが発想されましたもとの状況といたしましては、これは地域によって実情が違うわけがございますけれども、なかなか単体の企業では、災害のときの急いだ対応ですとか、除雪ですとか、そういうものがうまく対応できないという状況がかなり出てきているということで、そのような地域、場所での活用を想定した制度でございます。ある意味、逆にそれぞれの個社が頑張っていて、うまく地域の仕事が回っているようなところでは、今の形を踏襲していただくということかなと。今のやり方ではうまくいかない部分につきましては、こういう新しいやり方を活用していただきたいと、そのような気持ちでございます。

【石原会長】 野田委員、よろしゅうございますでしょうか。

【野田委員】 はい、結構でございます。

【石原会長】 ほかに。どうぞ、小野委員さん。

【小野委員】 全中建の小野と申します。今回の地域維持型JVにつきましては、大変ありがたいお話で、大いに感謝を申し上げたいと思っております。

しかしながら、こうした地域維持型という制度を導入しなければならなくなった理由というところのそもそもの戻って見ますと、1つは工事量が大幅減ったということ、もう一つは、我々から申しますと大幅、競争激化というものにさらされているということにあらう

かと思えます。

そうした中で、JVというものが、例えば除雪ですとか維持というものができたとしても、肝心の構成員の経営状況というのは、自分たち自身の維持の仕事とは別に、自分たちにやらせていただいている工事自身の工事量の減少というのが当然あるわけですね。それから、過酷な競争条件というのも何も変わっていない。

その中での今回のJVの結成というわけでございますけれども、維持についてはそうでもありますけれども、肝心の構成会社の疲弊というのは進むばかりでありまして、いずれまた地域維持自身も、そのままとおぼつかなくなるのではないかなど、こういうふうにご考えておりまして、今回の地域JVの結成基準の中に、地域精通度という言葉が大きく書かれておりまして、大変ありがたいと思っておりますけれども、もともとになる一般工事についても、特に監理技術者を必要としないような小規模な工事におきましては、できるだけ地域に精通している業者、それだけで、過酷な競争を強いることなく、そういう意味では、同様の特性を持った業者ということを盛んに国交省からも通達を出されているわけですが、ぜひ、さらに進めて、発注者責任を果たされるように、国の工事においても、地域の工事においても、地方をご指導願いたいと思えます。

地域維持型JV以上に、それ自身が一番の地域維持方策、業者を残していくという、業者の維持のための方策という原点というものをぜひ、これはこれとしてあるわけですが、お忘れないように、一段と進めていただかないと、せっかくのものがだめになってしまうと思えますので、よろしくをお願いします。

【石原会長】 ありがとうございます。

何かございますか。ただいまの、事業そのものは非常にいいけれども、もともとなる問題点の解消ということについてのことですが。

【大森建設流通政策審議官】 おっしゃるとおり、建設業界というのは根本的に、今おっしゃったような問題を抱えた中で、しかし、緊急的な我々の大きな課題として、いろいろ災害も起きましたけれども、ほんとうに地域の最低限のインフラが守れなくなってしまっている。そういう状況の中で、今回の地域維持型JVについての審議を緊急にお願いしたという状況でございます。

私どもといたしましても、要するに根本のところの問題というのは十分認識しておりますので、それは行政の立場からも、あるいは発注者の立場でも、発注者においても総合評価方式をいろいろ工夫してやったりしておりますけれども、十分それは認識しながらやっ

ていきたいと思ひます。今回は緊急の対応ということで、ご了承いただきたいと思ひておひります。

【石原会長】 よろしゅうござひますでしょうか。準則そのものの改正ということではなくて、本日の議事としてのということですね。

ほかに、どうぞ。

【伊藤専門委員】 全建の淺沼の代理の伊藤でござひます。全建の会員企業が担ひてまひりました地域の安全・安心の確保が、一部の地域において難しくなつてきてるという現状を踏まえて、地域の建設企業が地域に不可欠な事業を通じて、継続的に実施体制を確保する仕組みとして、地域維持型JV制度を新たに構築していただいたということに、全建として大変感謝を申し上げます。

運用準則について、全建としての考え方を3点程度、申し上げておきたいと思ひておひります。

まず、JVの構成員についてであります。私どもは、構成員相互の利害関係の複雑化、協調の困難性を避けて、運営上の責任の明確化を図るため、おおむね5社程度と希望しておひりましたが、地域の事情はさまざまありますので、実運用を考慮して、地域の実情に応じた構成員としていただひておひります。適切な処置だと思ひておひります。

また、2つ目は構成員の資格についてであります。構成員の資格については、当該登録部門について一定の実績を有することを原則とする。地域の地形・地質等に精通してるとともに、迅速かつ確実に現場に到着できること等、本制度の目的である地域維持型事業について、その実施体制を確実に担保する仕組みとなっております。配置技術者についても、専任の緩和等に配慮していただひておひり、本制度の運用をする上で大変ありがたいと思ひておひります。

最後に、今後、本準則に従ひて運営されていくこととなりますが、実運用において一部見直し等の必要性が発生した場合には、フォローアップ等をぜひよろしくおひり申し上げます。以上でござひます。

【石原会長】 ありがとうござひました。

という最後のご要望がござひましたけれども。

【谷脇建設業課長】 初めての試みでござひますので、ぜひ実運用をしていただきまして、不都合なところとか直したほうがいいところがあれば、素早く対応させていただきたいと思ひておひりますので、よろしくおひりいたします。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。

本日、佐藤先生、何かございませんか。

【佐藤委員】 特にございません。

【石原会長】 いかがでございましょうか。どうぞ。

【畠中委員】 先ほどのご意見と若干似ているかと思うんですが、競争性ということ犠牲にしても地域維持型JVというのが必要であるという現状は、非常によく理解しております。ほかの経常JVとか特定JVと比べて、企業数が多くなる可能性があるということで、瑕疵が発生したときの責任の所在というのが不明確になる可能性があるかと思えます。特に10社などで、例えば1つ大きな企業があって、ほかは小さい企業であった場合、もしかすると、瑕疵が小さい企業に押しつけられてしまうようなことがないように、契約の透明性といったものを運用上、工夫していただければ幸いかと存じます。

【石原会長】 いかがでございましょうか。

【谷脇建設業課長】 そこは非常に大事なところだと思っております、運用通知の中にも、JVを構成する各企業の協定書というものをお示しするという作業も今、急いでやっておりますので、全体の中で、きちっと運用できるように考えたいと思います。

【石原会長】 構成員同士、あるいは対外的な責任の所在等については、今後、明確な対応がされるということですね。よろしゅうございますでしょうか。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【才賀委員】 ちょっとお聞きしたいんですけども、公共工事がこれからどんどん減る中で、インフラ整備をしていくときに、前もって、何年後にはこのぐらいのことをやるとか何年後にはこの橋を直すんだよというような、前向きに発表していただけないものでしょうか。そうすることで、地区で何年後にはこういうことが出るよ、それに合わせて労働者も確保しようとかどうだとかいう目的ができますので、そのほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

【石原会長】 いかがでございましょうか。工程表ですね。

【深澤技術審議官】 技術審議官の深澤です。才賀委員からは前も同じようなご質問をいただきまして、我々としても、インフラがいつできるということをお示しできれば、それに応じて経済活動、いろいろなものもスケジュールがきちっと確定し、それから、今おっしゃるように、企業の方も投資計画ができるというところについては、そのとおりだと思っておりますが、できるものについてはなるべく、いつごろ目標にということを出すつも

りですが、いかんせん単年度予算なものですから、例えば5年後の予算がほんとうにそこまでつくかどうかというのは、わからない部分があるので、一応見通しとして、この事業についてはいつごろ完成したいとかそういうことで、できる範囲では出そうという努力はさせていただいております。

【才賀委員】 ひとつよろしく願いいたします。

【石原会長】 いかがでございましょうか。

それでは、ほかにご意見がございませんようでしたら、基本的には、皆様からいろいろご意見、ご質問をいただきましたが、今回の準則の改正についてご賛成いただけると、それに伴いまして、より根本的など申しますか、いろいろ問題点をご指摘いただきまして、そういった点につきましては議事録の中にとどめまして、皆様のご意見が生きるようにしたいと思っております。

ということで、本日の総会において、共同企業体運用準則は原案どおり了承されたものとみなしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石原会長】 ありがとうございます。それでは、議案につきましてはご了解いただいたということにさせていただきます。

続きまして、議事の「基本問題小委員会における検討状況」を、一部、先ほどご説明がございましたが、事務局よりご説明をお願いいたします。なお、これらの検討事項につきましては、今後の小委員会での検討状況を踏まえまして、総会においても議論することとなりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、よろしく願いします。

【谷脇建設業課長】 それでは、3点ございまして、まず、資料4-1で、「技術者に関するデータベースについて」ということとございまして、先ほど紹介させていただきましたように、小委員会で2回ほどご議論いただいております、その途中経過の報告ということとございまして。

1枚めくっていただきまして、技術者制度の概要ということと出でございまして、工事現場に置くべき技術者として監理技術者と主任技術者がある。その下に、先ほど来、出ております工事現場における専任ということと、公共性のある施設につきましては専任が必要なんだということとございまして。その下の、専任の監理技術者が備えるべき要件ということと、監理技術者資格者証の交付と監理技術者講習の受講というのが、これは法制度

としてあるわけでございますけれども、これについて廃止をするようにということで、事業仕分け等での勧告をいただいている状況があるわけでございます。このようなことを踏まえまして、新しい仕組みを考えていただきたいということでございます。

2 ページは、現状と課題ということで、これは前回も紹介させていただきまして、非常に若年者の入職は減って、高齢化が進んでいるということと、技術者についての現場での違反が絶えないという状況がある。さらに、イギリス、韓国等では既に技術者、あるいは、イギリスは技能者も含んでおりますけれども、データベースというものができまして、有効に活用されているようだというところでございます。

3 ページが、議論の方向でございます。技術者データベースに関する新たな仕組みの方向性(案)ということで、目的は、そこにございますように、データベースの構築により、技術者情報の蓄積、技術者の資質の維持・向上、適正配置の徹底などを進め、建設産業に対する国民や市場からの信頼を高めるとともに、企業と技術者の評価の向上を図るというような目的になるのかなということです。

仕組みの方向性、真ん中の緑の部分でございますけれども、一定の資格を有する技術者、イメージといたしましては、監理技術者のみではなくて主任技術者相当以上ぐらいの人が、情報の登録、そういうことができるという大きな仕組みとしてつくってみてはどうかということでございます。

その中には、左のほうにございます保有資格、国家資格の場合もあれば民間資格で監理技術者等になれる場合もございます。主任技術者になれる場合もございます。実務経験でなれる場合もあるということで、保有資格の情報。それと、どういう現場に配置されているのか、あるいは過去配置されたのかという情報。それと所属企業の情報。

さらにプラスいたしまして、資質向上情報、こういう言い方がいいかどうか、ちょっと議論があるところでございますが、一定の要件を満たす、継続的に個人が取り組んでいる教育の中、あるいは、直接、主任技術者とか監理技術者になれないんだけど、いろいろ技術の向上とかに取り組んでいただいている民間の資格というものがたくさんございます。そういうものの中で、一定の水準を超えていると思われるようなものをデータベースに載せることによって、さらに技術の向上に役立てていただくということがあるのではないかと。あるいは、表彰を受けたというようなことも励みになるのではないかとということで、このような情報を技術者ごとに載せたデータベースをつくる。

これは登録を促進するための策というものも必要かもしれません。登録時の要件をどう

するのかということも必要かと思えます。特に、「経過措置を設定」と書いてございます。先ほど言いましたように、監理技術者資格者証の制度で、この資格者証を取るために、今の監理技術者は届け出をしていただいておりますので、そういうデータからの負担のない移行ということも必要だと思っております。更新時、有効期間というものを設定して更新をしていただく、そのときの要件をどうしようかといった議論があるということでございます。

もう一つは、「義務となる事項」と書いてございますが、これは現行の制度を若干引き継ぐ部分でございますけれども、監理技術者につきましては、登録をしている技術者から選んでいただくということが必要だと思っております。選任された監理技術者は現場配置情報を入力していただく。公共工事につきましては、既にコリンズというシステムがございまして、これで蓄積されておりますので、当然そういうものは使わせていただくということでございますが、民間での配置情報につきましても、なるべく大きな負担にならないような形で、そういうものの情報を入れていただくことが必要ではないか。これは特に保有資格を適切に確認いたしまして、現場での専任を確認する。現場で技術者がいないとかそういう状況にならないように、きちっとした確認をさせていただく必要があるという部分の取り組みということでございます。

技術者データベースについては、以上のようなご検討をいただいております。

次は、資料4-2で、「業種区分の点検について」ということでございます。これも前回、紹介させていただきまして、1ページにございますように、現在、建設業の許可は28の業種に区分されておまして、それぞれごとに許可が必要だと。趣旨は、それぞれの業種ごとに、その業種の仕事がきちっとできる技術者を配置していただくということでございますけれども、これは、いろいろな社会情勢の変化がある中で、ここ40年ほど、実は直せていないという状況があるということで、まず、今の現状についての点検が必要であるのではないかという問題意識でございます。

その第一歩といたしまして、2ページにございますが、業種区分につきまして要望、これは、実際に現場で仕事をしていただいております企業の皆さんの110団体に対しまして、業種区分について改めるべきところがあるかどうかというのを調査させていただきました。その結果、要望があったのが42団体で、業種新設が28団体、工事内容がわかりづらいので運用上の工事内容の明確化ということが必要だというものが17団体でございました。業種統合というのは、この中では出てきていないという状況でございます。

次の3ページに、その内容を載せてございます。業種新設、統合の要望について、統合はないのですけれども、大きく分けまして4つに、これは私どもなりに理解して、分類したものでございます。

1つは、一式工事ということで、現在、土木一式、建築一式という一式工事があるわけでございますが、それ以外は個別の専門の工事になっているということで、一式工事ということで機械設備一式というものができないだろうかというお話のグループです。

あと、専門工事のほうでございまして、専門工事の中で1つ、大多数が既存業種の分割ということで、例えば、とび・土工ということで、広い業種の中に入っているんだけれども、特定の工事については非常に専門的な技術が必要であるということで、それに特化した業種をつくる必要があるのではないかとご指摘が、既存業種の分割というグループでございます。

既存業種の再編といいますのは、建設工事の場合は業種を28に分けておりますけれども、実際の工事の場面ではいろいろな工事が出てくるわけでございます。水道施設とその管と消防施設、具体的にはいろいろなものが出てくるわけございまして、そういうものを再編して、特定の工事がやりやすいように、それに必要な技術者が適正に配置されるように、そのようなことをする必要はあるのではないかとというのが2つ目のグループ。

3つ目は、既存業種に該当がないということで、実際はおおよそどこかに、ある意味、無理やりといいますか、該当させていただいているわけでございますけれども、すっと入るところがないということで、こういうものの位置づけが必要ではないかといったことございまして、この点につきましては、業種を分ける、統合するというのは、メリット、デメリット、両方の部分がございますので、現在、全体を精査しているということでございまして、どういうものが必要かというのをさらに検討したいということでございます。

3つ目が、資料4-3、社会保険未加入対策ということでございます。これも前回紹介させていただきました、雇用状況の変化ということで、月給制から日給月給制ということで、仕事の量が減っておりますので、雇用形態が変わってきている中で、社会保険などの加入状況を見ますと、企業単位で1割が未加入、労働者単位で見ますと4割が未加入というような、これは私どもの調査でこういうことございまして、でも、これぐらいの数字になっているということを踏まえまして、2ページで、対策といたしまして、行政、元請、下請が一体となった取り組みを進めていこうということで、右側の目指すべき姿ということで、社会保険につきまして、企業単位で100%、労働者単位では製造業と同じ

ぐらいの状況を目指していこうということでございました。

それにつきまして、3ページで、素案、加入対策の検討事項と書いてございます。これはどちらかといいますと、行政側の対応が中心になっておりますけれども、建設業法による対応ということで、許可更新時の確認、元請から下請を適切に指導していただくようなことも必要か。建設業部局の立入検査、あるいは④で、特に問題がありますようなところに対する指導・処分ということも必要かという業法的な対応。

それと、右側のほうで、加入促進とか発注者・元請への働きかけ、キャンペーン、その他ということで、幾つか細かいところの説明はこれからでございます、省略させていただきますが、1つ、この紙には出ておりませんが、大きなポイントとなっておりますのは、保険、重層構造になっておりますので、そういう中で、先ほど言いました、目標に向かって進めていく手順でございます。これはやり方によりましては不公平になる場合もございます、たまたま見つかった人は大変だけど、そうじゃない人は大丈夫だというような形ではうまく回りませんので、着実に、確実に広げていけるような実務的な段取りといったものも、あわせてご検討いただくということになってございます。

ということで、現在検討中の資料、私のほうからの説明は以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの3点、ご自由に皆様からご意見、ご質問等をお伺いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。まず最初の技術者に関するデータベース、これについては何かございますでしょうか。どうぞ。

【林委員】 電設工業協会の林でございますが、一言で申し上げますと、データベースも、それから社会保険関係についても、いろいろご検討いただいて、十分その点もご配慮いただいていると思うんですが、やはり実態に合った効果的、効率的な方策ということをぜひお願い申し上げたいということでございます。

今のデータベースにつきましても、しっかりした適切な施工をしていくということと、それから、有効な技術者を適正に評価していくという意味で、あるいは監理技術者の資格証にかわるものとして、この方式というのは評価させていただきたいということでございますけれども、実際に登録する、また、登録した後の更新のメンテナンス関係とか、これは予想以上にいろいろ大変なものになってくるんじゃないかなど。必要なものは必要で、やっていかなければいけないことではあるわけですが、ぜひともそういったシステムの構築と運用というものに当たって、効率的、効果的な方策をお願いしたいということ

と、それから、当たり前ですが、どういうふうにこのデータベースを活用していくのかということについても、できるだけ具体的なイメージが出るような形でお願い申し上げたいと思います。

それから、保険のほうも、同じような趣旨ですので、よろしゅうございますか。保険の関係につきましても、やはり技能労働者が、健全な職場環境ということで、人材確保というのは非常に大事な話ということで、この対策について、非常に評価させていただきたいので、ぜひともそれを進める必要があるかと思うわけでございますが、特にお話がありましたように、あるいは重層の下請等をどう管理していくかというようなことも、実際問題、難しい面もあろうかと思えます。

そういう中で、実際どうチェックしていくかということは、いろいろ考えていかなければいけないし、また、事業者もそれについて努力してまいらないといかんと思うわけですが、例えば1つ、チェックにしても、実態に合った方法でぜひお願い申し上げたいと思います。

例えば建設、特に私ども設備業界ですと、工期の最後のあたりで集中して大量に入れるというようなこともございます。これは工期をしっかりと確保していくという意味では必要ですが、そのような中で、実際にそこで保険関係を、チェックをさらにそのときにすることになると、現実的にはなかなか難しいというようなこともあろうかと思えます。本来の趣旨は、しっかりとそういうところを確認、チェックしていくということが大事だということとはよく理解しているわけですが、そういうチェックの仕方、運用の仕方等につきましては、そういうことで、実態に合って、しかも効果的なものを、ぜひよろしくお願い申し上げたいと。以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

いかがでございますか。

【谷脇建設業課長】 まさに小委員会のほうでご議論をいただいているところでございます。今のご意見も踏まえまして、引き継ぎ、制度の構築なり進め方、ここら辺を考えさせていただきたいと思えます。

【林委員】 よろしくお願いたします。

【石原会長】 おっしゃるように、実際につくっても、使われなければ意味ないですし、フォローされなければという点で、今、ユーザー、これを実際に使われる側のほうからもいろいろなご提案というのは、あれでございますか、出しておられる。

【林委員】 はい。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【佐藤委員】 データベースについてですけれども、まだ具体的なイメージがわからないので、ご質問させていただきたいと思います。

これはどういうところが管理をして、また、どういうところからのアクセスを考えていらっしゃるのか。例えば実務経験ですとか、そういうものもデータとして蓄積するということかと思うんですけれども、そうなる、アクセスするほうが、若干個人情報的なものも知ることになるのかなとか、具体的にデータというものを、だれが管理し、だれがアクセスするのか、そのあたりも具体的に教えて、また、検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

【谷脇建設業課長】 まさに検討中でございますけれども、基本的には、これは国が管理をするということが大原則でございます。実際に国で人を抱えて管理できるかということになると、これは別のところにお任せするということもあり得ると思いますが、制度的には国が管理をする仕組みになるということでございます。

もう一つ、これは小委員会でも非常に議論になっておりますのが、今、先生からお話がありました、どういう人が見られるのかということでございまして、当然、こういう情報でございますので、建設業なりそういうものを許可している許可部局、これは国であり、47都道府県なんですけれども、そういうところが活用する。さらに、公共工事の発注をしている、これは公的な主体でございますけれども、そのようなどころの活用ということころまでは小委員会でも異論のないところでございますけれども、それ以外の部分について、どういう情報をどれぐらいオープンにしていくのか、活用していただくのかというのは、いろいろとこれから議論をしていかないといけないんじゃないかということになってございまして、今後、小委員会ですこらあたりのご議論をいただこうと思っております。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

【石原会長】 ほかに。どうぞ、椿先生。

【椿委員】 単なる質問なんですけれども、技術者のデータベースの中に、工事に直接かかわる技術者というのではなく、職業柄なんです、現場経理とかそういうことの資格も今あると思うんですけれども、そういう管理をする技術者というのも入るのかどうか、その辺と、もしそういうものを決めておかないと、せっかくさっきの審議事項になっていた、地域維持型のJVをつくっても、そのJVの現場での経理的な管理とか、そういうの

も、やり方によってはあまり実効性がなくなっちゃう可能性、今までの下請と同じ、大きい小さいの力関係で、実態が一緒になっちゃう可能性があるかなというのがちょっと心配なんですけれども、その辺もあわせて、よろしくをお願いします。

【谷脇建設業課長】 登録できる範囲をどこまでにするかというのは、これもこれからなのでございますけれども、ちょっと想定しておりましたのは、どちらかという現場に立つ可能性のある技術者ということが中心になっておりまして、今、先生のお話にありましたようなものも改めて考えてみたいと思いますけれども、それと、技術者と技能者の区分というのは大変難しいんですけれども、技能を持ってこの仕事をされている方、これはなかなか、イギリスなんかは全部なんですけれども、全部ということは難しいと思うんですけれども、そういったところをある程度カバーできるようにするのかどうかとか、幾つか対象の範囲も議論のところがございますので、これも小委員会のほうで引き継ぎ議論をさせていただきたいと思っております。

それと、もう一つの見方は、登録ができる対象をどうするかという話と、登録ができることになった方について、どういう資格をデータベースの中に入れられるのかということと、2つあるかなと思いますので、経理的な資格を持っているということは、例えば主任技術者の人が経理的な資格を持っていれば、そういうことを登録できるように、そうなるかどうかは別にいたしまして、そういう検討の仕方もあるのかなと思うんですけれども。

【石原会長】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、田中先生。

【中田会長代理】 業種区分の点検についてですけれども、先ほど課長から、統合、分割にはそれぞれメリット、デメリットがあるというご説明がございまして、他方で、アンケートを拝見しますと、業界の皆様は、新設についてはご要望があるけれども、統合については全然ご要望がない。そうしますと、統合の必要性がもしあるんだとすると、場合によっては業界の皆様にご納得いただくような説明が必要になるのではないかと思いますけれども、その点をご検討いただければと思います。

【石原会長】 いかがでございましょうか。

【谷脇建設業課長】 これは、それぞれ現場で働いている方の要望という話と、建設業の今の状況とか、将来的なものとかそういうものを、いろいろな要素をひっくるめまして、これは一回変えますと、結構長い間、それで運用されていくことになろうかと思っておりますので、そういうところも含めまして、この時点で、どういう形が一番いいのか、全体として

小委員会のほうでご議論いただきたいと思っております。

【石原会長】 ほかにございますでしょうか。

例えば最近、パッケージ型インフラ輸出と申しますか、いろいろな業種があれして全体として、例えば東南アジアに輸出とかそういうのがありますね。こういうのというのは、業種区分というのとはまた別の、先ほどのお話とつながるのかもしれませんが。

【谷脇建設業課長】 これは直接関係ございません。これは国内の工事をやる場合の区分でございますので、どういう技術者が必要かということでございますので、海外展開のところとは制度的には関係ございません。

【石原会長】 これにつきましては、基本問題小委員会からさらに検討を進められて、最終的なものはいずれまたということになるわけですね。

それでは、本日はご質問、ご意見は以上ということにいたしまして、議事はすべて終了ということでございます。

次回の日程等につきまして、事務局のほうからお願いします。

【事務局（長橋室長）】 次回の日程につきましては、今後の基本問題小委員会での検討状況を踏まえまして、またご相談させていただきたいと思っております。事務局から改めて委員の皆様にご連絡、調整させていただきますので、よろしくお願いたします。

また、本日の配付資料につきましては、後ほどご郵送ということで、ご希望の委員につきましては、テーブルの上に置いたままにいただければ、事務局で郵送させていただきます。

以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

それでは、これもちまして散会といたします。皆様、お忙しいところご出席賜りまして、ありがとうございます。

— 了 —